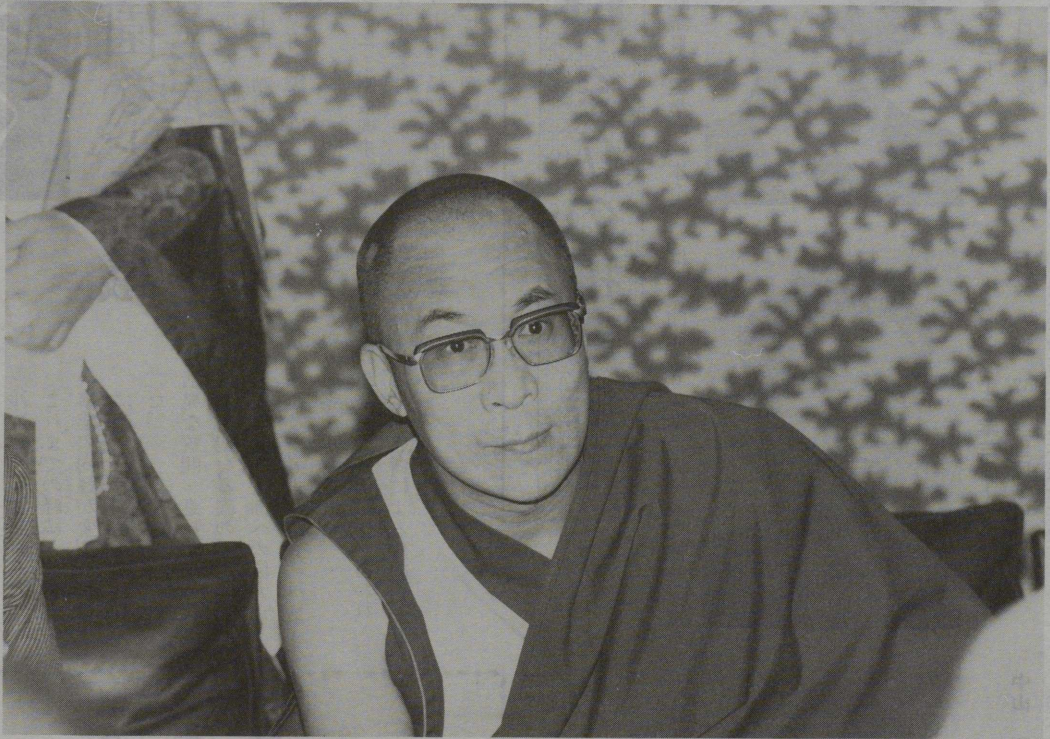


1961年1月16日第3種郵便物認可 1989年11月1日 第353号 (毎月1回1日発行1部30円)

No. 353

全 友

11/89



ノーベル平和賞の受賞が決定したダライ・ラマ14世

全日本仏教会

全仏理事会ひらく

ルンビニー園など審議

オが放映され、つづいて杜多国際文化部長と川井ルンビニー委員長から、これまでの経緯と、復興事業の内容が変更されるに至った理由が説明された。

議案第一号「平成二年度予算編成基本方針について承認を求める件」

白川事務総長より上程。剛山財務部長が基本方針を詳細に説明の後、原案通り承認された。

議案第二号「ルンビニー園復興事業の変更について意見を求める件」

白川事務総長より上程。最初に国際文化部が製作したルンビニー園紹介のビデオ

出席者より活発な質問・意見が出された後、事業項目の「聖なる園の考古学調査及びマヤ堂周辺の改修造園への協力」を「マヤ堂の修復及び考古学調査」へ変更するという原案が承認された。

つづいて、事務総局各部報告が行われ、理事会終了後は、出席者による懇親会が開催された。



京都で開かれた全仏理事会

全日本仏教会の理事会が、十月十九日午後二時から京都グランドホテルで開催された。

野口理事長が急用で欠席のため、大田秀三常務理事（浄土宗宗務総長）を議長に選出、大田師の導師で三掃依文を唱和、議事録署名人に長谷川霊信、大谷昭世の両師を選んで議事に入った。

衆院選 全仏の推薦候補

第三十九回衆議院議員総選挙に、本会

は加盟団体より申請のあった立候補予定



―三重一区―

- 北川 正泰 44歳 自民・現
- ①真宗高田派 ②早大卒 党青年局長
- ③衆院建設・文教委員



―千葉三区―

- 石橋 一弥 67歳 自民・現
- ①顕本法華宗 ②日本農士学校卒 党文教部会長 文部政務次官 ③文部大臣



―大阪二区―

- 中山 正暉 57歳 自民・現
- ①顕本法華宗 ②中大卒 元郵政大臣 党国民運動本部長 外務委員長

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 浜田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表(841) 4965

者に対し、推薦状を交付して支援いたします。今後、各団体より申請のあった順に、本誌に掲載し、ご紹介いたします。

- ①推薦団体 ②略歴 ③現職

ダライ・ラマとノーベル平和賞

相模工業大学教授 佐伯 真光

今年度のノーベル平和賞は、チベット仏教の指導者で現在、インドに亡命中のダライ・ラマ十四世（五十四歳）に決定した。ダライ・ラマ十四世は、一九七八年に開催された第十二回世界仏教徒会議（WFB）東京大会への出席など、これまでに四回訪日しており、多くの我が国仏教関係者と親密な交流を結んでいる。そこで、このたびのノーベル賞受賞の意義を、佐伯真光師にコメントしていただいた。

を思う——これが欧米人の常識で、決して日本の仏教や仏教徒の姿がイメージされるわけではない。それどころか、多数のアメリカーナは、日本が仏教国だという事実すら知らないほどだ。それほど日本人の常識と、世界の常識の落差は大きい。

日本の仏教徒があんがい気付かずにいることがいくつかある。その一つは、欧米人が、仏教という言葉を聞いたとき、頭に浮かべるのはチベット仏教だという事実である。仏教徒といえども、チベットのラマ僧

同じことはほかにもある。東洋美術の代表といえば、欧米人の常識では、中国の美術のことである。日本人の仏教美術などは周辺の芸術にすぎないと思われる



第27回全日本仏教徒会議代表者大会に出席されたダライ・ラマ14世

.....
なぜこうなったかには、明白な理由がある。
よく知られているように、国民党政府が台湾に逃避したとき、中国美術の傑作、名品は海を越えて台湾に移された。台湾

政府はこれらの美術品を欧米諸国の美術館に貸出し、またひろく世界の美術展を巡回させた。さらに研究者には多大の便宜を提供した。現在の日本の美術品鎖国政策の対極である。かくして中国美術は世界に知られるようになった。

一九五九（昭和三十四）年、ダライラマが十万人のチベット人とともにインドに亡命したとき、似たような事態がおこった。チベット人は世界各地に離散し、各地に仏教寺院を建てた。その結果、チベット研究熱がおこり、亡命チベット僧が教師の役割を果たした。欧米のチベット仏教研究者の数は、欧米の日本仏教研究者よりはるかに多い。このようなチベット文化の世界的普及を指導してきたのが、ダライラマ十四世自身なのである。チベット仏教は皮肉なことに、亡命によって世界にひろまった。

今回ダライラマがノーベル平和賞を受けたのを意外だという人があるとしたら、それは大変な認識不足だといえはかない。何しろダライラマは世界で一番有名な仏教徒だったのである。そして過去三年間、連続して有力な候補にあげられてきた。ダライラマは、仏教徒としては二人目のノーベル平和賞受賞者である。（仏教徒としてはじめての平和賞受賞だと書いた新聞があったが、これは故佐藤栄作氏のことを忘れていた）しかし、残念ながら、現在の日本の仏教界にはノーベル平和賞を受けるような人物は見当たらない。

米国の週刊誌「タイム」、「ニューズウィーク」（何れも十月十六日付）はダライラマの受賞問題をとりあげているが、一読して明らかなのは、たんに国際的、政治的背景を解説しているだけでなく、宗教家としてのダライラマに注目していることである。ダライラマはたんなる亡命政府の首班として賞を授けられたのではない。暴力にむかって非暴力を説き、寛容と平和の精神を強調し続けるその姿勢がノーベル平和賞に値するとされたのである。両誌とも、ダライラマの謙遜な人格と簡素な生活を印象深く語っている。日本の新聞報道にはこうした視点が欠けていたように思われる。

日本の仏教界にノーベル賞に値する人物が見当たらない、とさきに書いた。それはダライラマのような国際性を備えた人がいないというだけではない。世界にむかって、これぞ仏陀の教えなりと説く人がいないという意味である。今回の受賞を政治的側面からのみ見る立場には反対である。仏陀の教えを実践しつつあるからこそ、世界的な賞が与えられたのである。そのチベット帰還が実現しなくとも、ダライラマは世界仏教史の偉大な星として記録されるだろう。

ノーベル平和賞は、個人だけでなく集団にたいしても与えられる。日本人は目標設定が下手だといわれるが、日本人の次の目標はノーベル平和賞が日本国民全体に与えられるよう努力することではないか。

席貸問題に関する本会と 国税当局との折衝経過

財務部長 剛山浩義

席貸業が税務署との間で問題化してきたのは、昭和五十七年からである。というのは、その年の四月、法人税法施行令が改正されたからである。

それ以前では席貸業とは「不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸しをするものに限る」とされていたものが、この改正により右のわくが撤廃されたのである。

従って、宗教法人が、研修会や講演会等に寺の施設を貸す場合も、有料ならば、原則として席貸業に相当する余地がでてきたのである。

ところで、近年都市部では、寺の施設を地域住民のために開放すべきである、という意見とあいまって、住民が自宅で葬儀を行いたい、住宅事情により寺の施設を貸して欲しい、という要望が強くなってきた。こうした要望にこたえるため、多くの寺院では、他宗の葬儀であっても、寺の施設を開放し、住民の要請に応じてきたのが実情である。勿論、無料というわけにはいかなないので、志納金としてうけてきたが、このことが席貸業に該当す

る、という税務署からの指摘をうけ、爾来本会の税務委員会がこの問題をとり上げ、収益事業であるか否かの一応の基準を求めたく、国税庁と交渉してきたのである。

右の交渉は、昭和六十一年の春頃より始められ、同年七月九日付で本会が申し入れた席貸業の範囲に関する線引きが、同年十二月末になって国税庁の担当課長補佐から認められることとなった。

その内容は全仏誌第三二六号（昭和六十二年三月一日号）に掲載されているが、その内容を一言でいうと、「施主が本会に加盟している寺院に属する者（仏教徒）であれば席貸業にならない」というものであった。ところが、その後になっても、右の合意に基づいて会計処理をしている寺院と税務署との間にトラブルが相ついでである。右の合意が国税庁内部で意見の統一がみられず、その結果下部組織である税務署に徹底をはかることができなかつたことによるものであった。

税務委員会では、昭和六十三年六月十七日、再度「席貸し」問題に関する小委

員会を設け、先回のこともあるので、新たに合意が得られたならば、国税庁の方でオーソライズして下部組織へ徹底されるよう強く要望し、国税庁との交渉を再会したのである。そして、本会が要望するところと、担当課長補佐との意見をつき合せた結果、でき上がったのが、別掲の文言である。

その後、国税庁内部にも人事異動があつて担当課長補佐が交替するなど時間を多少要したが、右の文言は国税庁内でも所定の手続きがとられ、本年になって、国税庁法人税課審理係の「電話等照会回答整理票」として、各国税局に流され、傘下の税務署に行き渡つたのである。

右整理票は、国税庁の内部資料で、その文言は定かではないが、国税局等へ流された整理票の内容は、実質的に別掲の合意内容と全く同じものである旨を、本会の税務委員が担当の課長補佐に直接会って確認をしている。

一方、現場で混乱が発生しないよう、内容が同一のものであることを傘下の税務署に徹底された旨、担当の課長補佐に申し入れてある。

今後は、別掲の内容に従つて会計処理されるとともに、現場で混乱がおきた場合にも、この内容に従つて税務署に対応されるよう、願うものである。

「席貸し」問題に対する 国税庁への提案事項

昭和六十三年七月五日

宗教法人法第三条に規定する施設において、当該宗教法人に所属する僧侶（聖職者）が法要の配役として出仕し、諷経、焼香、献花、法話等、宗教行為を行うに際し、金銭の授受（明らかに席貸しの対価としての性質を有するものを除く）があつても、この金銭の授受は布施行の結果（法的には贈与）であつて席貸し業とはならない。

以上

日本の心を伝える



寺院内陣莊殿・仏具納骨堂工事

はせがわ

西日本本部／福岡市博多区博多駅前日生ビル ☎092(472)1621(代)

東京本部／東京都中央区銀座共同ビル新銀座 ☎03(541)3891(代)

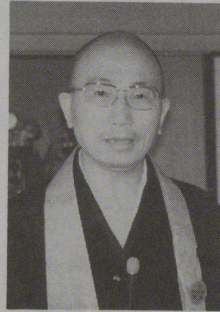
寺院専門工場 麻長谷川仏具工事／直方市大字中東明日香台 ☎09492(4)7211(代)

第3回同和研究会

「業」の説について

臨済宗妙心寺派
教学研究室長

葛葉陸山師が講演



葛葉陸山師

います。なぜなら、仏教教義だから当然のこととしてです。

問二、「業」の説に対するイメージ（僧侶自身）

本会の同和委員会が主催する、第三回「業・旃陀羅問題」に関する研究会が、去る九月二十九日午後一時から、臨済宗妙心寺派花園会館で開催された。

加藤同和副委員長の挨拶につづき、臨済宗妙心寺派教学研究室長・葛葉陸山師が「業」の説に関する臨済宗妙心寺派僧侶の意識とその実態についてをテーマに、要旨次のような講演を行った。

葛葉師は、「業」の説に関する本派僧侶の意識とその実態」と題する調査報告書をテキストに、まず報告書の構成、調査の概要等について述べた後、「調査結果から導き出した一僧侶像」として、次のように説問に対する回答をまとめた。

問一、「業」の説への関心の有無及び理由

「業」の説に対しては、関心を持って

義だから当然のこととしてです。

問二、「業」の説に対するイメージ（僧侶自身）

イメージとして、プラスとマイナスの両面を感じ、プラス面では教育性を、マイナス面ではくらさをおぼえます。

問三、「業」の説に対するイメージ（僧侶からみた檀信徒の）

私が日常接する檀信徒が抱くであろうイメージを推測すると、マイナスの傾向が大であると思います。その内容は、こわい、くらい、消極性、ふれてはならない、が多く、僧侶にくらべると、「業」をよりマイナスの方向に受けとめているのではないのでしょうか。

問四、「親の因果が子に報い」に対する意識

「親の因果が子に報い」といわれてきました。親の因果という場合、好ましい影響もあるはずですが、ふつう、こういう用いかたをするときは、宿命論的に意識し、意味内容を悪しきものとする場合が多いので、そのような理解のもとに判

断するとして、私はこのことが全面的に仏教教義に即応しているとは言いが、社会通念として認められているのであるから、否定し去れないと思っています。

問五、「前世の業」を体感したことの有無（僧侶自身の）

問六、「前世の業」をみた経験の有無（他者の）

願みて、私自身の生活の中で宿命論的な、「前世の業」といったものを体感したことはありません。私の身近にいる人々の場合でもそうではないかと推測しています。そして、自分自身、「前世の業」体験があるとした人は、他人をもそのように見、ないとした人はまた、そのように見る傾向が大きいように理解しています。

問七、「業」の説に反する經典表現に対する意識

大乘仏教經典の中に、身体障害が生ずるのは、悪業のゆえと説いたものがみられますが、これは、本来の仏教教義に離反しているから、用いるべきではないと思います。

問八、「業」の説の誤った教説化ありとの指摘に対する意識

「業」の説が、宿命論的な因果応報観と結びつけられて、誤った方向に教説化されたとする指摘がありますが、そのとおりです。

問九、「尊卑貴賤」の思想に対する意識

問十、「水子供養」実施の有無（略）

問十一、教化内容に「業」の説を取上げていることの有無

私は、日頃の教化活動に、業の問題を取り上げていません。その理由は、自身、よく理解していないし、誤って理解されるおそれがあるからです。

問十二、和讃使用の有無（略）

問十三、和讃改訂の理由の認識状況（略）

問十四、本派の見解発表認識の有無

本派では、以前に「業」の説に対する見解が発表されましたが、その内容が、宗派の公報誌である「正法論」、同和推進本部の機関誌である「悲心」に掲載されたことを私は知っています。

問十五、懺悔と悪業についての考え

私は、仏教者です。懺悔によって悪業を断つことができるはずだと信じます。

問十六、坐禅と悪業についての考え

また、禅者なので、坐禅によっても悪業を断つことができると考えています。まとめとして葛葉師は、今後の課題とすべき二点を挙げた。

一、「業」の説に対する本派としての正しい認識、理解を啓培していく。

二、布教化内容への積極的な取り組み、還元をする。

この後、出席者から質問が出され、研究会は午後四時に終了した。

* * *
われわれ日蓮仏教徒にとつては、一

乗妙法という統一的真理のもと、存在するものの一如平等を説く法華経の教えから云つて、部落問題をよく学習し、その差別撤廃にむかつて実動することは、現代における重要な宗教的使命の一つであるとともに、それこそ自己の信仰をより強盛なものとする道でもあるといわなければならない。

だが卒直に云つて、この認識はひろく闡宗に徹底したものとはなつておらず、したがつて、活発な実動をよぶものとはなつていないことを遺憾とせざるを得ない。

過ぐる第
五十一定期
宗会におい

て、日蓮宗は同和推進の件を決議した。そこで、すべての人間の平等と尊厳のため、同和問題を強く推進するとうたいあげたが、宗務機能的に対応するための機関などは作られなかった。実動として昂場しなかつたのはそのためである。

宗務当局は、宗会の決議にもとづき、差別とみられる戒名、墓石、過去帳、文書、儀式作法などの調査を昭和五十七年二月、さらに五十八年六月と二回にわたつて実施した。ところが、判然とした調査結果は見られなかつた。よ

つて第三回目の調査を目下行っている。

* * *

全日仏に向向する同和委員の絶えざる努力と懲慥により、近年、緩徐な動きがやや急速化し、活発化していることを幸とする。

日蓮宗現代宗教研究所においては、研究・調査の重要対象として同和をとりあげ、研究と実動のための諸種の文献や参考書などは殆どこれを整備した。

一昨年来、宗務院内に日蓮宗人権問題対策会議なるプロジェクト・チームが編成され、現代宗教研究所、教務部、

人権は古くて新しい問題である。

釈尊は「四姓の平等」を説かれ、日蓮聖人は自らが「旃陀羅の子」であることを公言されている。

この「人権シリーズ」はこうした人権の確立を根底から支える仏祖の行軌に則り、現実と直面する多様な「人権」「差別」「平和」の諸問題に対処することを目的として発刊される。(後略)

* * *

日蓮宗は昭和六十年四月、「勸学院規程」を作り、宗制による「勸学院」

同和推進十年の歩み

(7)

日蓮宗勸学院勸学職 長谷川 正 徳

総合企画部が共同し連携して、人権会議を運営し、同和を中心とする人権問題すべてに宗務機能的に対処を開始した。

このプロジェクト・チームの最初の仕事として、「人権シリーズ」の刊行があり、その(1)「人間の尊厳と法華思想」、(2)「部落解放への道」が既刊、すでに全宗門住職・教師の手に配布済みとなっている。このシリーズはさらに続刊をみることになっているが、

発刊に当たつての全宗門への呼びかけここに述べておきたい。

なる機関を設置した。これは教学に関する重要事項の審議決定や、教学研究に関する企画立案及び指導等を任務とする重要機関であつて、発足年次から強力な機能を發揮して今日にいたつて

この勸学院で目下、業の問題、法華経にみられる旃陀羅蔑視や、断章的に指摘される差別的表現の問題等、法華経の成立史とも関連して、学問的に研究、論議が開始されている。

部落差別の現実に応える宗義学の確立が当面重要な課題と心得えるが、こ

れは既成の宗義学を根本的に問い直すという重要作業でもあると、筆者は勸学職の一人として実感している。

勸学院による中央、地方での教学研修会で、同和問題はしばしば取りあげられ、重要講義の一つとなつて定着している。

これ等によつて、先に述べた如く、緩徐な動きであつたわが宗の同和への対処が活発になつた次第であり、今後、逐次、差別を許さぬ自己の主体確立を志向する教師が増加してくるであろうことを確信している。

* * *

終りに、何故日蓮宗は「同宗連」に正式加盟しないのかとの質問をよく受けるが、これは勿論、他教団に較べて同和に熱心でないというのではなく、同宗連が外部の組織から宗教々団の自主、自律性や独立性を確保できているかどうか、そのことに対して慎重な態度をとっているからなのである。

この自主性、主体性ということは、同和推進にあつたの教団の基本原則でなければならぬものであつて、経典など歴史的文獻の今日的再検討なども宗門人自身の主体性や社会的責任において取りくむべきであるし、差別解消の実践も、あくまで教団の主体性と自主性を堅持しながら、宗教的活動の分野から努力してゆくべきものであると思量する。

お寺と消費税

(2)

長谷川正浩弁護士の講演から

(1) 資産の譲渡、資産の貸付及び役務の提供であること

この消費税というのは、資産の譲渡、資産の貸付及び役務の提供であることが必要です。この三つのいずれかを具備していなければいけないというわけです。

資産の譲渡とは、資産の所有権の移動です。あるいは資産の貸付というのは、使用权の移転、使用することのできる権限を移転する。あるいは役務の提供であること。「役務」などと難しい言葉を使っておりますが、これは「サービスの提供」ということです。

さて、ここで問題があります。布施収入を頭に入れていただきます。お布施をいただくという時に、役務の提供があるか、サービスの提供があるかということなのです。

お布施を貰う時、私どもは大抵は読経をいたします。この読経はサービスの提供であるかどうかということです。大蔵省は今のところ、そういうふうには解釈してはおりませんが、この「消費税法案」が固まってくる段階で、自民党の税制調査会のある委員が、「お布施、戒名料、こういったものにも消費税をかけるべきである」という発言をされております。

これは明らかにその委員は、「お布施というものは宗教的サービスの対価である」というふうを考えておられるわけです。

ところが、私も宗教者、仏教者の側の理論から申しますと、布施が宗教的サービスなどというようなことは誰も考えておりません。布施は申すまでもなく無畏施・法施・財施、通仏教的にいえば三つあります。檀信徒や門徒さんからいただくお布施は財施でして、檀信徒や門徒さんの宗教行為そのものです。そして、これが手元に残る、法人であるお寺に残る、あるいは僧侶であるお坊さんに残る、滞留したものが布施収入ということになるわけです。

ところが、われわれのこの通仏教的な理屈は、われわれの世界の中では当たり前のことですが、檀信徒の方や門徒の方々には常識となっていないでしようか。

お経を読んでもらうから「お経料」というように、紙袋に書いてないでしようか。戒名を付けてもらうから「戒名料」。だからお布施を出すことによって、自分が宗教行為をしているという意識は全くなく、宗教行為はお坊さんに任せて、われわれはその時にお金を払えばいい、それがお布施だと思っていないでしようか。

すなわち、お経を読んでもらわなければお布施を出さない檀信徒。その逆に、お布施をもらわなければお経を読まないお坊さん。残念なことに、そういったことが一般社会の常識になってしまい、それが税制調査会委員の発言となって出てくるわけです。

「宗教的サービスの対価であるから、旅行者が旅行を斡旋するのと同じように、3%の税金をかけなければ、公平じゃない」という理屈が、まかり通るわけなのです。

(2) 国内において行うものであること

国外において、いくらこのような資産の譲渡やサービスの提供、あるいは資産の貸付を行っても、この消費税はかかってきません。この点は、あまり宗教法人とは、直接関係ありません。海外布教等で、海外で活躍になっていらっしゃる方は、日本に国籍があったとしても、消費税はかかりませんということです。

(3) 事業者が事業として行うものであること

ここで「事業者」というのは誰かというのですが、「事業者」というのは、もちろん「者」とは「人」というのと同じです。法律で「人」というのは「自然人」、われわれのような生身の体を持った自然人と、宗教法人というような法人です。

宗教法人とか株式会社とか、医療法人などのように組織を作って活動するものは、生身の自然人と同じように法律上扱います。法人は全部この「事業者」の中

に入りますよ、とされています。

「自然人」はどうかというと、これは事業を行っている人に限定されております。ですから、今まで使っていた中古のテレビを売ったとしても、事業として売ったわけではありませんから、消費税はかかりません。

ところが、宗教法人は事業を行うことを目的とする法人ですから、全ての活動に消費税がかかります。中古のテレビを売ってもかかってくる、というわけなのです。ところで、布施収入が法人に入ってくる時、あるいはお坊さんに入ってくる時、大抵は「法施」として、法を施しております。この法を施すのは宗教法人がやるべきものでしょうか、それとも住職個人がやるべきものでしょうか。

戒名・法名をおつけになります。これは、宗教法人が戒名・法名をつけるわけではありません。年回の法要を勤めます。回向供養をいたしますが、これは宗教法人がするわけではなく、僧侶が行うべきものであります。

そうすると、「事業者」である宗教法人が、事業として行うものということになると、きわめて限定されますし、法人として行うべき宗教活動というものは、きわめて限定されます。

何かあるか挙げよといわれても、挙げることができません。法人で行う宗教活動、宗教行為とは何かとの観点からも、宗教活動収入は、消費税の要件を満たしていないということになるわけです。

第九回同和研修会

11月14日—15日
榎原、御所市で

本会主催の第九回同和研修会が、左記の通り開催されます。

今回は、多数の参加希望者が予想されますが、人数が限られていますので、満員になり次第締め切らせていただきます。

○日時

平成元年十一月十四日(火)～十五日(水)

○場所

奈良県橿原市・御所市

○日程

十四日 洞部落跡、西光寺訪問

十五日

講演「部落問題と穢れ観」
辻本正教氏

○参加者

本会加盟の宗派、都道府県
執行委員・大久保支部長
（部落解放同盟奈良県連合会）
関係者

○参加費

一万七千円（一泊二食、資料代を含む）

お申し込み・お問い合わせは本会事務局
総局同和推進部まで御連絡下さい。

静岡・埼玉両県で 仏教徒大会ひらく

静岡、埼玉両県で仏教徒大会が盛大に開催された。

第五回静岡県仏教徒大会が、去る十月四日「拝む心、思いやりの心を育てよう」をテーマに、焼津市文化センター大ホールで約六百人の参加者により開催された。

第十二回埼玉県仏教徒大会が、久喜市の光明寺を会場に、去る十月十一日「現代に佛教を活かそう」のテーマのもと約四百人の参加者を集め開催された。

哀 悼

秋山祐雅師（元全仏副会長）

九月二十三日、九十三歳で遷化。

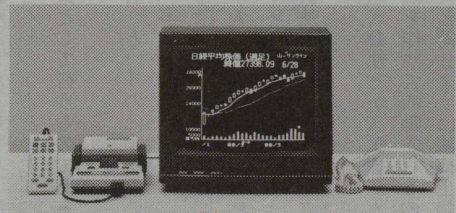
事務局録事

10月

- 一日 新潟念法寺落慶法要参列
- 二日 加盟団体代表者同和研修会
- 四日 静岡県仏教徒大会出席
- 七日 西山浄土宗管長退山式出席
- 八日 西山浄土宗管長晋山式出席
- 九日 局内会議
- 十一日 埼玉県仏教徒大会出席
- 十七日 局内会議
- 十九日 理事会（京都）
- 二十七日 宗教法人セミナー（栃木）

元真言宗智山派管長。元総本山智積院化主。
黒田昇竜師
十月十四日、八十八歳で遷化。
真言宗大覚寺派管長。大覚寺門跡。

ファミコンで、リアルタイムの株式投資。
時価速報など、最新の株式情報がたちまちわかる。早朝、深夜でも株式の売買注文がピピッとできる。山一のサンラインF-III。わが家のファミコンが、こんなに役にたつとは。



山一のサンライン

ピピッと株式、
ファミコンで。

お申込みは最寄りの山一証券、本・支店または下記の電話へ
「サンライン」専用お問合せ電話(通話料金無料)

0120-001234 ※平日8:30～17:00
※土曜(第2・3を除く) 8:30～12:00

山一証券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1
☎(03)276-3181(代表)

詳しい資料をご希望の方は、右の資料請求券を裏面に貼って住所・氏名・電話番号・職業・年齢をご記入の上、〒103 東京都日本橋区内 山一證券証券情報部まで請求ください。

資料請求券
サンラインF-III
全仏

一九八九年十一月一日発行
十一月号 第三五三号

発行人 白川良純 発行所

財団法人 全日本仏教会

〒一〇五 東京都港区芝公園四一七一
電話 (0)三(四三七)九二七五